



神奈川区連合町内会自治会連絡協議会
(5月定例会)

郵送にて書面による情報提供



1 議題

- (1) 横浜市における特別定額給付金について
【情報提供】(市民局総務課)
- (2) 国の「サポカー補助金」について
【情報提供】(道路局交通安全・自転車政策課)
- (3) 横浜 I R (統合型リゾート) について
【情報提供】(都市整備局 I R 推進課)
- (4) 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について
【情報提供】(経済局消費経済課)
- (5) 神奈川区共助推進事業補助金について
【情報提供】(総務課)
- (6) 緊急時情報受伝達システムについて
【協力依頼】(総務課)
- (7) 「令和2年度神奈川区運営方針」の策定について
【情報提供】(区政推進課)
- (8) 令和2年度神奈川区体育協会総会の結果報告書について
【報告事項】(地域振興課)
- (9) 区民活動支援センター情報誌「ぐろーばる・あい」4・5月号に
ついて
【情報提供】(地域振興課)

※ (1)・(2)・(3) は市連会からの議題です。

2 その他

- (1) 刑法犯・窃盗犯及び交通事故発生状況等について (神奈川警察署)
- (2) 火災・救急の状況について (神奈川消防署)

《6月定例スケジュール》

- ・ 6月区連定例会の開催について (地域振興課)
 - ◇日 時：令和2年6月18日(木) 13時30分～
 - ◇場 所：神奈川区役所 本館5階大会議室
 - ※定例会終了後、「台風接近時の避難に関する基本方針報告会」が予定されています。
- ・ 6月の配送便について (地域振興課)
 - 6月の配送便は 25日(木)までに 送付予定です。

1 横浜市における特別定額給付金について

情報提供

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

本市においても、早期の給付開始に向け、準備を進めており、現在の状況を連合町内会長及び各単会長あてに情報提供させていただきます。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

横浜市特別定額給付金受付センター（コールセンター） 電話：0570-045592

2 国の「サポカー」補助金について

高齢運転者による交通事故防止対策として、国の「サポカー（セーフティ・サポートカー）補助金」の申請受付が始まっています。市内におけるサポカー普及のため、より多くの皆様に「サポカー補助金」を活用いただけるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、啓発ポスターの自治会町内会掲示板への掲出については、新型コロナウイルス感染症の収束状況を踏まえ、改めて依頼させていただきます。

【補助金の概要】

◇対象者

令和２年度中に 65 歳以上となる方

（令和２年度中に 65 歳以上となる運転者を雇用する事業者を含む）

◇補助対象車両等及び補助額

①サポカー車両（新車・中古車）の購入に対する補助（車両購入者が申請）

搭載される機能	新 車 (R1. 12. 23 以降新規登録)		中 古 車 (R2. 3. 9 以降登録)
	登録車 (軽以外)	軽自動車	
・衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者) ・ペダル踏み間違い時急発進抑制装置	10 万円	7 万円	4 万円
・衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者)のみ	6 万円	3 万円	2 万円

②ペダル踏み間違い時急発進抑制装置の取付けに対する補助(認定取扱事業者が申請)

・障害物検知機能つき（R2. 3. 9 以降取付）	4 万円
・障害物検知機能なし（ ” ）	2 万円

※連長までの情報提供です。

【問合せ先】

道路局 交通安全・自転車政策課 担当：藤崎・續橋 電話：671-2323 FAX：663-6868

3 横浜 I R（統合型リゾート）について

情報提供

「横浜 I R（統合型リゾート）の方向性(素案)」のパブリックコメントには、多くの市民の皆様からご意見をいただき、広報等についての御協力ありがとうございました。今回は、市民の皆様からいただいたご意見の提出者数（速報値）をお知らせします。

【パブリックコメントの概要】

◇意見募集期間

令和2年3月6日（金）から4月6日（月）まで

◇意見提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、直接持参

◇実施結果（速報値）

令和2年4月17日現在

提出方法	意見の提出者数
郵送	1,782
ファクシミリ	1,198
電子メール	1,746
直接持参	345
合計	5,071

※本実施結果は、4月17日現在の速報値であり、今後公表するパブリックコメント結果と異なる可能性があります。

◇スケジュール

- ・4月～7月 意見とりまとめ、素案修正等
- ・8月 パブリックコメント結果、横浜 I R の方向性の公表

※連長までの情報提供です。

【問合せ先】

都市整備局 I R 推進課 村上・岩下 電話 671-4135 FAX 550-3869

4 消費生活情報「よこはまくらしナビ」について

情報提供

横浜市消費生活総合センターでは、平成 28 年 4 月から、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするチラシ「よこはまくらしナビ」を毎月作成しています。これまでも自治会町内会の掲示板掲出をお願いしていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止を考慮し、作業に伴って複数の方々が集まる状況を避けるため、今回は情報提供として自治会町内会長様へ 1 部送付という形をとらせていただきます。

つきましては、5 月の配送便にて各自治会町内会長様あてにチラシを 1 部お送りいたします。

【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：松崎・若林 電話：671-2584 FAX：664-9533

5 神奈川区共助推進事業補助金について

情報提供

地震など大規模な災害時に、大きな力になるのは地域による共助（助け合い）の取組です。地域で抱える防災上の課題への対応を区役所の防災担当や地区担当チームが一緒に検討します。

また、共助の取組の支援として、防災訓練などで必要となる資機材の購入、防災に関する講演会などの活動に対する補助事業を実施します。

つきましては、5 月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料をお送りいたしますので、ぜひご活用くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】

総務課 防災担当：高橋・小川 電話：411-7004 FAX：324-5904

6 緊急時情報受伝達システムについて

協力依頼

災害等により区民生活に関わる事態が発生もしくは発生が見込まれる際に、重要な情報を迅速かつ効率的に伝達する「緊急時情報受伝達システム」について、運用方法を変更しましたのでお知らせします。

登録者を地区連合町内会長 1 名、自治会町内会会長を含め最大 3 名、地域防災拠点は運営委員長を含め最大 3 名まで拡大します。また、登録者以外の区民の方も情報が取得できるよう情報の取得方法を追加して運用します。

つきましては、システム登録についての説明文、登録用紙を地区連合町内会長様あてに、また 5 月の配送便にて各自治会町内会長様あてにお送りいたしますので、改めて登録用紙の提出をお願いします。

※なお、新型コロナウイルス感染症にともなう緊急事態宣言を踏まえ、登録様式の提出は 7 月末頃まで 受け付けさせていただきます。

【問合せ先】

総務課 防災担当：岩永・小川 電話：411-7008 FAX：324-5904

7 「令和 2 年度神奈川区運営方針」の策定について

情報提供

神奈川区の令和 2 年度の目標や組織運営の方向性等を明確化し、組織一丸となって目標達成に向けて取り組むことを目的に、「令和 2 年度神奈川区運営方針」を策定しました。

つきましては、5 月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料をお送りいたします。

また、各地区の定例会等で各地区担当課長より説明させていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】

区政推進課 企画調整係 担当：星野・白石 電話：411-7027 FAX：314-8890

8 令和2年度神奈川区体育協会総会の結果報告書について

報告事項

令和2年度神奈川区体育協会の総会については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から書面での議決とし、賛助会員である各自治会町内会長様へ5月13日締切で書面表決書のご提出を依頼いたしました。

すべての議案について、過半数の賛成をもって可決されましたのでご報告いたします。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに、総会の結果報告書をお送りいたします。

【問合せ先】

地域振興課 スポーツ担当：井戸川・福島 電話：411-7093 FAX：323-2502

9 区民活動支援センター情報誌「ぐろーばる・あい」 4・5月号について

情報提供

神奈川区区民活動支援センターでは、生涯学習・市民活動で活躍している人やこれから何かを始めようとする人を応援するための情報誌「ぐろーばる・あい」を隔月で発行しています。

4・5月号につきましては、4月配送便で自治会町内会での班回覧を依頼する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止を考慮し、仕分け作業等で複数の方々が集まる状況を避けるため回覧依頼を見合わせました。発行から期間が経過している中で恐れ入りますが、情報提供として各自治会町内会長様へ1部送付という形をとらせていただきます。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに「ぐろーばる・あい」4・5月号を1部お送りいたします。

【問合せ先】

地域振興課 担当：井戸川・田所 電話：411-7092 FAX：323-2502

そ の 他

報告事項

(1) 刑法犯・窃盗犯及び交通事故発生状況等について

(神奈川警察署)

(2) 火災・救急の状況について

(神奈川消防署)